

社会福祉法人豊徳会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1 : 平成33年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均、年間10日以上とする。

〈対策〉

- 平成30年4月 ～ 連続3日のリフレッシュ的休暇を各事業所責任者へ説明理解を得る
- 平成30年4月 ～ 職員へリフレッシュ的休暇の目的等説明をする
計画的な取得に向け周知する
- 平成30年6月 ～ 各事業所で検討開始
- 平成30年7月 ～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
リフレッシュ的休暇取得等の掲示
- 平成30年8月 ～ 取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始